

消費者支援機構福岡発 2020-019 号

2020 年 8 月 21 日

北九州マラソン実行委員会  
会長 北橋 健治 様

適 格 消 費 者 団 体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行 弘  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号  
博多駅前 1 丁目ビル 302 号  
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

### 回答書のご送付に関する御礼及び次回の申込関係書類の開示のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴実行委員会からの 2020 年 6 月 11 日付けのご回答文書を送付いただきありがとうございます。当機構からの申入れに対して、真摯にご対応いただきましたこと、あらためて御礼申し上げます。

上記回答文書中、「当該条項は、返金の有無・範囲について、…本市の決定内容に消費者が拘束されるという形成力はありません。」との記載がありますが、本マラソン大会への参加は、あくまでも北九州市とではなく、貴実行委員会と消費者（ランナー）との契約に基づくものであり、貴実行委員会が本マラソン大会の募集要項において定めた当該条項は、北九州市による行政決定によるものとは前提が異なりますので、その点ご理解ください。

また、「参加者の登録等に実際に要した費用」を超える部分について、参加料および手数料を返還されるという、消費者（ランナー）の権利を本マラソン大会の募集要項に明記するよう変更すべきとの当機構の見解はすでにお伝えしたとおりですので、大会を中止する事象が生じた場合には、上記の点および貴実行委員会が北九州市民および参加ランナーの権利を守る公的な立場にある点を踏まえ、貴実行委員会において参加者に返金する金額等をご判断ください。

そこで、貴実行委員会より、次回、同様の大会を開催する場合には、当機構が指摘した条項の一部を変更するとのご回答を令和元年 10 月 9 日付けのご回答書でいただいていたので、改定後の申込関係書類を当機構までご送付くださいますようお願いいたします。上記ご回答文書に沿って、申込関係書類が改定されていることが確認できましたら、申入れ活動を終了させていただく予定です。

今後も当機構では、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うとともに、事業者の、消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動を行っていく所存でございますので、貴実行委員会におかれましては、引き続き当機構の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

敬具